

令和2年第1回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和2年1月21日	会場	第1委員会室	案件	所管事項の調査及び付託議案の審査
出席委員	高野美枝子、東川孝義、東千春、川村幸栄、倉澤宏、五十嵐千絵				
委員外議員					
欠席委員					

審査及び報告事項

◎所管部（名寄市立総合病院、健康福祉部）の報告及び付託議案の説明を受け質疑を行う。

【名寄市立総合病院】

1. 新名寄市病院事業改革プラン点検・評価について

【内容】

- ・平成28年7月に新名寄市病院事業改革プランを策定・公表し、計画期間5カ年度のうち、3年度が終了し、昨年12月に点検・評価を行い、おおむね計画通りの進捗との説明を受ける。
- ・令和2年4月からは最終年度となるが、新たなプラン作成が求められる。
- ・1月20日に、名寄市立大学と市立総合病院は、包括的連携協定を結んだとの報告を受ける。

【質疑】

- Q：医師派遣件数が目標並びに前年実績と比較して、大幅に増えている要因は。
- A：稚内市立病院での循環器内科医師不足及び士別市立病院への派遣により、件数が増えた。
- Q：会計窓口の自動精算機及びキャッシュレス化の対応は。
- A：自動精算機は効率化につながるが、他病院の導入事例では年齢層により使用が少なく、さらに検討が必要。また、外国人の診療（保険適用外）も含めて、キャッシュレス化は課題。
- Q：診療材料費の削減に向けて、民間企業が提供する共同購入サービスとは。
- A：民間企業が会員病院を募り、標準品を大量購入することで商品単価が大幅に安くなる。サービス利用料は年間100万円程度となるが、年間1千万円程度の経費削減ができた。
- Q：平成30年度の看護師職員数が目標を下回っているが、今年の看護師確保は。
- A：昨年8月と12月に採用試験を行い、合せて25名が内定。そのうち6割程度が名寄市立大学の学生である。

2. 医療費未収金回収について

- ・医療費未収金回収業務は、みずなら法律事務所に委託をしております令和元年度の回収状況の説明を受ける。

3. 公益財団法人 日本医療機能評価の受審について

- ・令和元年11月19日～20日の2日間にかけて、今回で5回目となる医療機能評価機構による訪問審査を受け、現在、同機構による最終審査結果の報告を待っている。

【健康福祉部】

1. 令和元年第4回定例会付託議案1号「名寄市基幹相談支援センター条例の制定について」

- ・付託議案の詳細について、説明を受ける。

- ・平成 28 年度より、新たに障がいに関する総合相談を行う窓口を設置し「名寄市基幹相談センター事業」を開始している。その後、国において、障がい者の重度化・高齢化、相談、緊急時の受け入れ対応を備えた「地域生活支援拠点」の方向性が示された。
- ・平成 30 年度から、近隣 5 市町村が協同で地域生活拠点という取り組みを進めている。
- ・総合的な相談体制、障がい福祉行政の更なる強化に向け、「名寄市基幹相談支援センター」を設置するため、条例を制定する。
- ・パブリックコメントを 10 月 11～11 月 11 日まで実施したが、意見はなかった。

『基幹相談支援センターの業務内容』（条例第 3 条）

- (1) 総合的、専門的な相談支援の実施に関する事。
- (2) 地域の相談支援体制の強化の取り組みに関する事。
- (3) 地域移行、地域定着の促進の取り組みに関する事。
- (4) 権利擁護、虐待防止の取り組みに関する事。
- (5) 自立支援協議会の運営に関する事。
- (6) 障がいの理解啓発の活動の取り組みに関する事。
- (7) 障がい者等が安心して地域生活を継続できる体制整備(地域生活支援拠点)に関する事。
- (8) 他市町村への情報提供、技術的な助言その他必要な支援の実施に関する事。
- (9) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める事。

【質疑】

Q：道内で条例整備されている自治体の数は。名寄市障害者支援事業実施要綱の第 10 条で事業の中身が記載されているが、条例制定に伴い改正されるのか。広域市町村とは、美深、下川、中川、音威子府の認識でよいか。

A：基幹相談支援センターは道内で約 30 ヶ所設置されているが、条例化されているか確認して後日報告する。要綱の第 10 条には、基幹相談支援センター事業の記述があるので、条例化されたら見直しを考えている。地域生活支援拠点は、名寄市単独ではなく美深、下川、音威子府、中川であり、他市町村はそこを中心に考えている。

Q：基幹相談支援センターを要綱で実施しているが、条例に格上げする意味合いは。

A：平成 28 年度より事業化して進めているが、地域生活支援拠点としてさらに充実した取り組みとして進めるべく条例化したい。

Q：広域にかかわる内容は条例のどこで読み取るのか。

A：第 3 条に「他市町村」ということで、近隣にも情報の提供、技術的な支援を実施するとの表現になっている。他市町村に助言をして、それをもとに住民に対しての支援ができるように考えている。また第 5 条第 2 号の利用対象者であるが、名寄市から市外の施設に入所した時は、名寄市が実施主体となる考え方である。

Q：条例整備にあたり職員の配置を含めて、新年度で変更になる部分はあるか。

A：この事業を進めるにあたり、業務は増えると思うが現状の 5 名で進めていく。

Q：他市町村との広域的な相談支援体制の中で、条例の「体制整備」を具体的にどう進めるのか。第 7 条の運営委員会に当事者の意見は反映されるのか。

A：今回名寄市の設置条例としているが、近隣市町村では専門の相談員が配置されていなく、制定後は定住自立圏の中でも相談しながら、町村の支援については実態に応じて対応していく。運営委員会に当事者が入るという事に関して、現在ある「障がい者の自立支援協議会」では、約半数くらいが当事者であり、運営委員会も同様の考え方で進めたい。

Q：第 8 条の、運営上必要があると認めた場合、業務の一部又は全部を委託することができるかとある

が、現状からすると若干の不安がある。

A：条例ができたからすぐ委託をするのではなく、住み慣れた地域で障がいがあっても住み続けられるように、成年後見センター等とも連携をはかり体制整備に努めたい。文言に委託とあるが、当面は子どもから大人まで切れ目のない支援体制を直営で行うよう考えている

Q：基幹相談支援センター事業では24時間対応していたと思うが、今後の取り扱いは。

A：今まで通り24時間に対応する。実際には夜中の連絡はなく、昼間の相談対応が主である。

Q：他市町村と連携で行うという条例制定にあたり、市町村間での協議内容は。

A：近隣5市町村とは障がいの分野でもともと協力して進めてきた経緯があり、スムーズであった。現在他市町村では障がい者が少ないとの状況であるが、埋もれている事も想定され、今後相談件数は増える可能性がある。

Q：第3条第6項に「障がいの理解啓発の活動の取り組みに関する事」とあるが、具体的な内容は。

A：今まで、障がいの種類と状況にあわせた理解啓発活動を進めてきた。発達障害の相談に関しても基幹相談支援センターで対応していきたい。

以上の審議の後、次回の委員会では「他市町村」との連携について、グループホーム、サービス提供にかかる計画書の作成状況などの説明を受けることとした。

2. 名寄社協居宅介護支援事業の介護職員（ケアマネジャー）業務に関するこれまでの対応

- ・監査については、昨年、名寄市での監査資料の精査後、北海道において確認作業を行い、1月7日に助言をいただき、名寄市で再精査を行っている。監査結果の公表は2月下旬頃の予定。
- ・1月1日の新聞報道にあった返還額5年間で1億円についても、名寄市では返還額の算出は行っており、行政指導及び処分内容も決まっていないので、返還する期間も決定していない。
- ・また、平成30年8月の口頭指導後も改善されていないなどの記載内容についても、精査中であり監査結果公表時に説明を行う。

【質疑】

Q：昨年の8月の口頭指導後も改善されていないとの報道に関して、名寄市で行政指導を行った項目以外で発生しているのか、あらためて確認したい。

A：監査終了後に公表するというのは、途中段階であれば、例え1件でもあれば改善されていないと取られてしまう事があるので、監査結果が出た後にしっかりとした件数を含めて公表するので理解願いたい。

3. 市民福祉常任委員会の取り組みテーマである「高齢化社会における健康寿命の延伸について」の今後の進め方について

- ・取り組みテーマに関連する視察も参考になり、具体的な取り組み方法についての意見交換を行う。
- ・市内での調査実施に関して適切な調査と現状把握を行うために、担当部局との情報交換が必要。
- ・次回委員会までに、正副委員長でスケジュールを含めて素案を作成し、具体的に取り組んで行く。

第 2 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和2年2月6日	会場	第1委員会室	案件	所管事項の調査及び付託議案の審議
出席委員	高野美枝子、東川孝義、東千春、川村幸栄、倉澤宏、五十嵐千絵				
委員外議員					
欠席委員					

審査及び報告事項

◎健康福祉部より付託議案の追加説明及び報告を受け質疑を行う。

【健康福祉部】

1. 令和元年第4回定例会付託議案第1号「名寄市基幹相談支援センター条例の制定について」

①付託議案について他市町村の条例の状況について

- ・基幹相談支援センターの条例については、新潟県の五泉市（ごせんし）が条例を制定している。
- ・道内の市町村では要綱等を作って事業を行っており、条例は制定されていない。また、道内には、約30ヶ所の基幹相談センターがあるが、民間の福祉施設に業務を委託している形がほとんどである。

②名寄市の相談支援の状況について

- ・名寄市内で、障害福祉サービスを利用している障がい者の人数は297人。そのうち、名寄市外出身者は114人で全体の約40%である。
- ・名寄市内には、障がい者の生活の場である「グループホーム」が20棟あるが、そこで生活する障がい者の人数は、108人で、その約50%が名寄市外出身者である。
- ・制度上、障がい者がサービスを利用する際にかかる費用（給付費）は、出身市町村が負担する事になっているが、上記の障がい者の方々は、名寄で生活をしており、相談対応が必要な際には、基幹相談支援センター事業や名寄市内の相談支援事業所に対応している。
- ・令和2年4月以降、名寄市外出身の相談者が大きく増えることはないが、地域で障がい者が安心して生活することができるように、総合的な相談体制や各種支援情報の提供、地域生活支援拠点の取り組みが必要な状況である。

【質疑】

Q：現在、名寄市では要綱で運営されており、道内で初めて条例化されるが、条例制定の必要性は。

A：名寄市では、地域包括支援センター・保健センターなど全て直営で運営しており、よりしっかりと運営していくために条例化する。

Q：業務の運営上必要があると認めた場合、業務委託とあるが、智恵文・風連地区などを分けて管理するイメージなのか。

A：現在、道内には30ヶ所の基幹相談支援センターがあるが、名寄市の人口規模であれば、複数ヶ所は必要なく、1ヶ所で管理していく。

Q：条例整備に伴って新年度予算で計画していることは。

A：広域的な支援体制及び研修会参加等の旅費を若干増額する計画を見込んでいる。

Q：今回の条例制定の大きな目的は、広域的な相談支援体制の充実・強化であるが、グループホーム利用者の約半数が市外であり、本来は地元自治体で対応するべきと考えるが。

A：障害福祉サービスの名寄市外利用者のうち近隣4町村の出身者は全体の24%、グループホームの利用者は全体の25%であり、それ以外は遠い町からの利用者である。障害福祉サービスには、通所・入所があり、遠い町からの利用者は入所されているケースが多い。各町村に専門の資格者を置く事が出来ず、相談の部分で連携を強めていきたい。

Q：市内グループホームの受け皿が不足するのは。

A：名寄市内には20棟のグループホームがあり、毎月空きがゼロではなく、ニーズに合うかは別として、対応は可能と考える。

Q：各自治体での専門的な人材配置は難しいと考えるが、今後の対応は。

A：研修会等の情報を共有することで、専門性やケアプランの質を高めていく。

Q：平成28年4月から名寄市で進めている、基幹相談支援センターとの運営についての整合性は。

A：業務の内容については、9項目のうち7項目は現状のとおりで、5市町村で広域的な業務を拡大して総合相談をメインに行っていく。「ずっと暮らせるまちづくり」を目標に、基幹相談支援センターが中心となり運営していく。

上記の通り、確認事項及び質疑のあと採決に入り、令和元年第4回定例会付託議案第1号「名寄市基幹相談支援センター条例の制定について」は、原案のとおり全会一致で可決すべきものと決定された。なお、結果についての委員長報告は、正副委員長に一任された。

2. 名寄市第2期子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援事業計画の詳細な内容の説明受け、質疑を行った。

【計画期間】

・国の子ども・子育て支援法に基づき、名寄市では2015年度に第1期計画を策定。本年度で計画期間が終了するため、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とする。

【子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査】

・計画策定にあたり、子育て中の未就学児及び小学生の現状や意見、子育て支援に関する保護者ニーズなどを把握するために、アンケートを実施した。

【計画策定の経過及び今後のスケジュール】

・『経過：平成30年12月～令和2年1月』

- ①子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査。
- ②ニーズ調査の分析及び第1期計画の検証。
- ③幼児教育・保育の無償化における保護者説明。
- ④子ども・子育て会議の開催（3回）

・『今後のスケジュール』

- ①2月上旬：第4回子ども・子育て会議。
- ②2月上旬～3月中旬：パブリックコメント。
- ③3月中旬：第5回子ども・子育て会議。
- ④3月中旬以降：市民福祉常任委員会へ報告。

【子ども・子育ての基本的な考え方と支援策の展開】

・近年の出生数や児童数の推移及び、子育て世帯を対象としたアンケート結果を基に素案を作成。
・具体的には、子どもの医療費助成拡大、子育て世帯の住宅費用助成、雨天時や冬期間に子どもが安心して遊ぶことの出来る屋内施設整備の検討などである。

【質疑】

Q：アンケートの調査方法で未就学児は郵送、小学生の配布は学校を通じて、回収はどちらも郵送との

事であるが、その手法の違いと回収率がどちらも 50%を切っていることをどのように受け止めているか。また、支援策の展開で、相談体制の充実主要施策項目で、子育て相談体制と児童虐待に関する内容が分かれているが、その理由は。

A：アンケート調査について、小学生は経費削減を目的に学校の協力を得て配布した。回収率については、回収期間が冬休みに入り下がったと思われる。今後は調査期間の設定を考慮する。名寄市では、本年度子ども未来課において、子ども家庭総合支援拠点事業として虐待を含めて重点的に対応できる体制を整備している。今回のアンケート調査でも名寄市独自の虐待に関する項目も設定し、啓発も含めて調査を行っている。項目は分けているが、各事業は個別の事業展開ではなく、細かな相談体制で、関連した内容で進めていく。

意見：小学生のアンケート調査は、経験上、配布と回収も学校を通じて行くと回収率は上がる。

Q：支援策の展開において、踏み込んだ表現で計画されているが、医療費の助成拡大、住宅取得の支援、身近な公園などの充実、子どもの遊び場の確保についての、具体的な考え方は。

A：医療費の拡大については、現在、未就学児は入院・通院も無償、小学生は入院のみ無償であるが、財源も含めて無償化の拡大を検討していく。住宅取得については建築課とも連携して、若い人が住宅を取得できる対策を進めていきたい。子どもの遊び確保であるが、街区公園は計画的に遊具更新されているが、交付金対象が既存の遊具更新のみである。遊び場としてサンピラーパーク内に屋内遊び場はあるが、冬期間はカーリング場になるため街中に遊び場を確保できないか検討したい。

3. 新型コロナウイルスに関連した肺炎への対応について

- ・中華人民共和国湖北省武漢市において、昨年 12 月以降、肺炎が複数報告され、患者の検体から、新型コロナウイルスが検出されている。
- ・この事に関する、名寄保健所及び名寄市の具体的な対応について、説明を受ける。

第 3 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和2年2月17日	会場	第1委員会室	案件	所管事項の調査
出席委員	高野美枝子、東川孝義、東千春、川村幸栄、倉澤宏、五十嵐千絵				
委員外議員					
欠席委員					

審査及び報告事項

◎所管部（市民部、健康福祉部、市立総合病院）の報告及び当面の課題説明を受け質疑を行う。

【市民部】

1. 令和2年度税制改正の大綱（概要）について

- (1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）の見直し
- (2) 所有者不明土地に係る固定資産税の課題への対応
- (3) 地方税共通納税システムの対象税目の拡大
- (4) 利子税・還付加算金等の割合の引き下げ

2. 「国民健康保険税課税限度額の引上げ」及び「軽減措置の拡充」について

「令和2年度税制改正の大綱」において、国民健康保険税における負担の公平性を図るため、「課税限度額の引上げ」と「軽減税率の拡充」が盛り込まれ、3月末までに国により地方交付税法施行令が改正される見込み。

名寄市では、国が定める法定どおり改正を行うこととし、2月18日開催される名寄市国民健康保険運営協議会において、税制限度額の引き上げについて諮問を行う。

3. 「名寄市印鑑条例の一部改正」について

改正の趣旨は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人の一律な権利制限が見直されたことに関連する改正等を受けて、名寄市印鑑条例の一部を改正する。

4. 一般廃棄物処理広域化基本計画の改定について

本計画は、現広域化計画を見直すものとし、令和元年度を計画見直し年度、令和4年度を中間目標年度、令和9年度を計画目標年度とし、平成25年度～令和9年度までの15年間を計画期間と設定している。

具体的なごみ処理計画、生活排水処理基本計画、し尿及び浄化槽汚泥の処理方針についての説明を受ける。

【質疑】

Q：ごみを少なくする事が目標であるが、先進地等の視察は。

A：富良野市では、一人ひとりの意識改革が必要との事。十勝広域圏では破碎処理が有効に活用されているとの事例を視察している。

Q：最終処分場の負荷が大きいのは、埋め立てごみに色々な物を混ぜているのでは。

A：最終処分場への持ち込みについては、広報活動及び個別の指導を行っている。ただし、指導には人数の関係で限界もあるが、さらに強化を図っていく。

5. その他

国保税、後期高齢者保険料の口座振替における納期間違いについて

(事象)

1月31日に7期分を口座振替する際、7期分ではなく8期分を振替

(原因)

令和元年度から国保税、後期高齢者保険料の納期を6期から8期に変更されたが、システムの変更ミスにより発生し、担当者の確認も難しい状況であった。

(対応)

7期と8期の納付額が同額のケースは影響がない。7期と8期の額が違うケースは、7期分の不足額を個別で対応する。また、該当する本人には、全件電話でお詫びと振替日の確認を行い、謝罪の文書を送付している。

【健康福祉部】

1. 第1回定例会提案予定の条例の一部改正（案）について

名寄市へき地保育所条例の一部改正（案）について、砺波町内会及び砺波保育所運営委員会より、令和2年3月末をもって閉所したいとの申し出があり、第1回定例会に提案予定。

2. 第1回定例会提案予定の主な補正予算（案）について

第1回定例会提案予定の主な補正予算（案）の説明を受ける。

【質疑】

Q：補正予算で新型コロナウイルス感染症に係る予算措置と感染懸念に対応する名寄市の対応は。

A：名寄市では、2月4日に名寄保健所、市立総合病院など、関係機関で「感染対策緊急会議」を開催し、新型コロナウイルス感染症についての対応を確認している。

【市立総合病院】

1. 令和元年度 第3四半期までの収支について

医業収益では、前期に比べ入院、外来ともに収入増となっている。医業費用では給与費、減価償却費の増により費用増となり、医業利益では前期比減となっている。

2. 令和2年度 市立総合病院診療体制について

(1) 常勤医は診療科により増減はあるが、63名で増減なし

(2) 研修医は一年次、二年次研修医9名で3名の増、医師総数で73名

(3) 看護職員（正職員）は、3月末退職20名、4月新採用31名（新採用25名、再任用6名）の予定

※新採用のうち名寄市立大学出身者は9名

(4) 医療技術等職員は3月末退職2名、4月採用6名

なお、国家試験を新規に取得する採用予定者については、合否により最終決定をする。

3. 令和元年度 患者満足度調査結果について

(1) 調査目的

患者満足度を定期的に変更し、提供している医療サービス・接遇・対応及び施設・設備について、患者の意見を把握して、必要な改善を行い、質の高い医療の提供に努める。

(2) 実施期間

外来 令和元年10月15日～18日、21日の5日間

入院 令和元年 10 月 1 日～28 日の間

(3) 配布・回収数

	配布数	回収数	回収率
外来	1,077 人	1,064 人	98.8%
入院	183 人	113 人	61.7%

アンケート調査結果では、各項目ともに前年より満足度が増加し、不満・やや不満が減少している。

4. その他

- (1) 4 月 1 日より、和泉院長に代わり、室野院長が就任する。
- (2) 4 月 1 日からの診療報酬改定へ向けて検討を重ねている。
- (3) 新型コロナウイルス感染症への対応について、資料に基づき説明を受ける。
- (4) 全国 860 の病院で構成されている、全国自治体病院協議会（本部・東京）へ、名寄市立総合病院の職員 1 名を 2 年間出向派遣する。自治体病院からの職員派遣は初のケースであり、人材不足の影響はあるが、経験の積める機会であるとの説明。
- (5) 先日、ロボットを使った遠隔操作による PCI 手術を行った。この術式は全国で 5 例目、道内では名寄市立総合病院が初めての事例である。
- (6) 令和 2 年 4 月以降、2 次医療圏を対象とした認知症疾患医療センターの指定を受ける見込みで、準備を進めている。
- (7) 国から、新たな公立病院改革ガイドラインが示される事から、令和 2 年度中に新たな公立病院改革プランを策定する。

第 4 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和2年3月18日	会場	第1委員会室	案件	所管事項の調査
出席委員	高野美枝子、東川孝義、東千春、川村幸栄、倉澤宏、五十嵐千絵				
委員外議員					
欠席委員					

審査及び報告事項

◎市民部の報告及び当面の課題説明を受け質疑を行う。

1. 令和元年度における介護保険法第 197 条第 3 項及び地方自治法第 245 条の 4 の規定に基づく事務に対する実地指導の結果について

(1) 勧告事項について

- ① 指定居宅介護支援事業者に対する監査について
 - ② 指定居宅介護支援事業者に対する措置について
- ※令和2年5月11日までに「勧告事項改善状況報告書」の提出

(2) 文書指導事項について

- ① 指定居宅介護支援事業者において運営基準違反が認められる場合は、すみやかに実地指導をすること。
- ② 偽りその他不正行為による居宅介護サービス計画費の支払の事実を踏まえ、その支払った居宅介護サービス計画費を返還するよう指導すること。
- ③ 指定居宅介護支援事業者において居宅介護サービス計画費の過誤又は不正請求を把握した場合は、速やかに指導監査を実施し、返還等の指導を行い、保険給付の適正化を図ること。
- ④ 名寄市自ら定める指導監査要綱及び国の指針等に則り、適正に指導監査を行い、介護給付等対象サービスの質の確保を図ること。

※令和2年5月11日までに「改善状況報告書」の提出

(3) 今後のスケジュール

- 3月17日 保険者(名寄市介護保険事業特別会計)より名寄市社会福祉協議会に対して返還金及び加算金を請求
- 4月15日 名寄市社会福祉協議会 監査結果通知に基づく名寄市への「改善状況報告書」の受領(期限)
- 4月15日～22日 名寄市社会福祉協議会 改善状況の履行現地確認
- 5月11日 名寄市 実地指導結果に基づく北海道への「勧告及び指導改善状況報告書」の提出(期限)

【質疑】

Q：返還金及び加算金の納入期限は。自主返還の内容について社会福祉協議会は理解しているか。

A：返還金及び加算金は年度内納付である。自主返還の内容は社会福祉協議会も確認している。

Q：自主返還金額は大きく一度に返還するのは厳しいのでは。また、行政処分により6カ月間、新規

受入の停止、介護報酬の請求を上限 7 割とすることにより今後の運営に支障はきたさないのか。

A：自主返還は、他の事例も参考に分割納入もあり、社会福祉協議会での協議内容に沿って、相談対応していくが、市民の税金は投入しない。また、利用者が安心して継続してサービスが受けられるように事業者に対して、介護サービスを低下や停滞させないよう、指導を行っていく。

2. 新型コロナウイルス感染症に対する公共施設の対応について

(1) 公共施設の対応方針について

名寄市においては、新型コロナウイルス感染症予防対策として、北海道の緊急事態宣言も勘案しながら、令和 2 年 3 月 4 日から 3 月 19 日まで、一部施設を除き、公共施設を臨時休館する措置をとることで、市民には不要不急の外出を極力控えて頂いた。

その後、北海道内の感染者は増加しているが、感染地域は広がっておらず、また本市においては感染者が発生していない。

よって、感染リスクを最小限に抑えつつ、日常の活動を徐々に再開して頂くよう、名寄市としては、3 月 20 日以降、国が示している 3 原則である、①換気の悪い密閉空間、②人が密集、③近距離での会話、を避けることを基本に、「利用にあたっての注意事項」の喚起を行いながら、公共施設の臨時休館の緩和をはかる。

(2) 利用にあたっての注意事項について

- ・施設を利用される方への注意事項及び感染症対策への協力については、ポスターで市民周知
- ・利用については、市民の利用を基本とし、市外から集客するようなイベントなどは、引き続き利用を禁止する。

(3) 各施設の対応について

3 月 20 日～3 月 31 日までの開館及び臨時休館対応については、個別施設名で確認。

(4) 今後の協議について

4 月以降の市または教育委員会の主催・共催および実行委員会の事務局を担っているイベントや会議等の開催や、公共施設の開館及び臨時休館の対応については、国や北海道の動向、道内の感染状況を見極めながら、名寄市感染症危機管理対策本部で判断する。

(5) 新型コロナウイルス感染症に関する補正予算について

①消毒液の購入等にかかる経費：衛生費 感染症対策事業費 30 万円

【質疑】

Q：公共施設の臨時休館の緩和について、市民・団体への周知方法は。

A：市のホームページ及び報道を通じて周知を図る。

Q：補正予算の内訳と年度内の納入は間に合うのか。

A：内訳は消毒液とペーパータオルで、すでに発注しており年度内の納入は可能である。

3. 第 2 期名寄市子ども・子育て支援事業計画（素案）に対するパブリック・コメント手続きの実施結果について

令和 2 年 2 月 12 日～3 月 12 日までの募集期間に、1 名より 1 件の意見があり、検討の結果素案の修正は行わず原案どおりとして策定することとした。

なお、頂いた意見は施策を推進する上で、参考とする。

第 5 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和 2 年 4 月 2 1 日	会場	第 1 委員会室	案件	所管事項の調査
出席委員	高野美枝子、東川孝義、東千春、川村幸栄、倉澤宏、五十嵐千絵				
委員外議員					
欠席委員					

審査及び報告事項

◎市民部及び健康福祉部の報告及び当面の課題説明を受け、確認・質疑を行う。

【市民部】

1. 名寄市国民健康保険条例及び名寄市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

(1) 条例改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症対策として、国から「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について」（令和 2 年 3 月 24 日事務連絡）が発出されたことに伴い、名寄市国民健康保険条例及び名寄市後期高齢者医療に関する条例について所要の改正を行う。

(2) 条例改正の内容

①名寄市国民健康保険条例

国内での感染拡大防止の観点から、労働者が感染した場合等に休みやすい環境を整備するため、国が緊急的・特例的な措置として財政支援を実施することに伴い、被保険者に係る傷病手当金の支給に関する規定を創設する。なお、条例附則に追加し、必要な事項については別途規則で定める。

②名寄市後期高齢者医療に関する条例

後期高齢者医療制度において、北海道後期高齢者医療広域連合で条例改正が行われたことから、各市町村で申請受付ができるように条例改正が必要となることに伴い、当市条例に傷病手当金の受付に関する規定を追加する。

(3) 施行期日

公布の日から施行。

(4) 財政措置

令和 2 年度国民健康保険特別会計に「傷病手当金」の項目を創設し、補正予算を計上する。

※上記内容は、5 月初旬開催予定の臨時議会に提案される予定。

【健康福祉部】

1. 名寄市介護保険条例の一部改正について

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、消費税による公費を投入して低所得者の第 1 号保険料の軽減強化を行う仕組みを設け、平成 27 年 4 月から第 1 段階のみの一部実施をしている。

また、昨年度は 10 月の消費税率 10%への引き上げにあたって、第 1 段階・第 2 段階・第 3 段階に

ついて軽減すべき調整率の 1/2 の軽減を行っている。

今回、令和 2 年 4 月から完全実施とするため、介護保険法施行令及び介護保険国庫負担の算定等に関する政令の一部を改正する政令が本年 3 月 31 日公布、4 月 1 日に施行されたことに伴い、専決処分により名寄市介護保険条例の一部改正を行っている。

2. 第 1 回臨時会提案予定の令和 2 年度補正予算（案）について

- 子ども未来課 : 保育所運営事業費（新型コロナウイルス感染症対策消耗品）
: 子育て世帯臨時特別給付金給付事業
- 保健センター : 感染症対策事業費（新型コロナウイルス感染症対策消耗品）
- 高齢者支援課 : 介護保険特別会計繰出金
- 介護保険特別会計 : 低所得者保険料軽減負担金繰入金

3. 新生児聴覚検査費用助成の開始について

新生児を対象とした聴覚検査については、平成 18 年に交付税措置化され、費用の助成については各自治体に任されていた。これまで検査費用は出産費用に含まれ、自己負担となっていたが、北海道が検査費用の助成についての整備を進め、北海道医師会との協定を 4 月 1 日より締結することになった。

当市においては、年度当初からの協定は想定しておらず、検査料金や実施医療機関も決定していなかったため予算化もしていなかったが、本市の出生の半数以上を占める名寄市立総合病院も協定に参加し、費用助成ができる状況になったことから、名寄市立総合病院での新生児聴覚検査費用である 8,500 円を上限に助成を、4 月 1 日より開始した。

予算については、母子健康支援・親子教室事業費内の委託料で対応可能である。

4. 新型コロナウイルス感染症に対する対応について

- (1) 「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止のための北海道における緊急事態措置に基づく、名寄市の対応について

期間は令和 2 年 4 月 17 日～令和 2 年 5 月 6 日まで。

- (2) 新型コロナウイルス感染症発生時の流れについて

新型コロナウイルス感染症発生時の流れ（対応）について、あらためて説明を受ける。

- (3) 「特別定額給付金（仮称）」1 人 10 万円給付金の対応について

国は「生活支援臨時給付金」に代わり、一律給付の「特別定額給付金（仮称）」として、1 人 10 万円支給することとし、20 日に閣議決定がされた。

本市の対応としては、複数部署の連携が必要なことから、新型インフルエンザ等対策本部条例第 4 条に基づき、対策本部内に「特別定額給付金実施部（仮称）」を設置して、給付金の支給に関する事務を行う予定。国からの通知が届き次第、作業を開始する。

※ 4 月 1 日付けで名寄市健康福祉部 参与（地域包括ケアシステム担当）で着任されました、^{もりやきよし}守屋潔氏より、ご挨拶を頂いた。

【市民福祉常任委員会のテーマ推進に向けて】

高野委員長より、2 月 6 日の委員会において「高齢化社会における健康寿命の延伸」についてのテーマ推進に向けて具体的なスケジュールを確認したが、新型コロナウイルス感染拡大防止による各種の対応により実施できていない。今後の活動については、状況を見ながら推進する事で理解を求めた。

第 6 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和2年5月19日	会場	第1委員会室	案件	所管事項の調査
出席委員	高野美枝子、東川孝義、東千春、川村幸栄、倉澤宏、五十嵐千絵				
委員外議員					
欠席委員					

審査及び報告事項

◎所管部（市民部、健康福祉部、市立総合病院）の報告及び当面の課題説明を受け質疑を行う。

【市民部】

1. 国民健康保険事業について

- (1) 令和2年度国保税納税通知書7月発送予定。納期は8回（7月から翌年2月まで）
- (2) 医療費適正化に向けて
 - ① 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進：差額通知を年2回送付（目標利用率80%）
 - ② 特定検診・特定保健指導の実施：令和2年度は新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて実施。
 - ③ 医療費通知の実施：年6回の通知を行い、適正受診と医療費適正化の意識向上を図る。
 - ④ レセプト点検の実施：国保連合会と連携を図り、引き続き効果を上げていく。
 - ⑤ 各種検診・ドック助成：早期発見・早期治療のためそれぞれ助成を行う。
 - ⑥ 医療講演会の実施：病気の治療や予防について意識啓発を行う。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国保税減免について
現在、法整備につき法制担当と協議中。

2. 地方税法等の一部を改正する法律について

新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止のための措置が、納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、個人住民税、軽自動車税、固定資産税に係る特例措置を講ずる。

- (1) 徴収の猶予制度の特例
新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税する事が困難である事業者に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例（令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来するものに限る）を設ける。
- (2) 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長
軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。
- (3) 固定資産税の特例
 - 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置
厳しい経営環境にある中小事業者に対して、令和3年度課税分の1年に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を1/2又は0とする。

【質疑】

Q：制度は良いと思うが、市税収入減となる、対応は。

A：市税収入減分は、国で全面補填される。

○生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

償却資産に係る固定資産税の特例措置（課税年度から3カ年減免）について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者を支援する観点から、適用対象を拡充するとともに、適用期限を2年延長する。

(4) 個人住民税

○住宅ローン控除の適用要件の弾力化による対応。

所得税から控除しきれなかった額を控除可能額の範囲内で、住民税から控除する特例の適用期間を1年延長する。（令和3年12月31日入居分まで）

○イベント（文化芸術・スポーツ）を中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄付金控除の適用に係る対応

その対象となる金額を、住民の福祉の増進に寄与するものとして、個人住民税の寄付金控除の対象とする。

3. 高齢者等ごみ出し支援事業について

(1) 事業の目的

ごみ出しが困難な世帯のかたが、住み慣れた地域で自立した日常生活を続けられるよう、訪問介護員等の協力によりごみ出しの支援を行う。

(2) 事業の概要

①支援内容

ごみ出しの支援が必要な世帯のごみ出し訪問介護員等が行う。市はごみ出し支援事業用のごみステーションを市内4か所に設置し、その収集を行う。

②対象者

ごみ出しが困難な世帯で、訪問介護等を利用している世帯。

【健康福祉部】

1. 令和元年度及び令和2年度健康福祉部関連事業概要について

○第6期名寄市障がい福祉実施計画の策定

令和3年度～令和5年度の3年間で、策定方法は、名寄市保健医療福祉協議会に「障がい者部会（委員10名予定）」を設置し、協議及び素案作成を行う。

○第8期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画の策定

令和3年度～令和5年度の3年間で、策定方法は、名寄市保健医療福祉推進協議会に「保健医療部会」と「高齢者部会」の合同部会を設置し、協議及び素案作成を行う。

2. 令和2年第2回定例会提出予定の議案について

1. 条例の一部改正について

(1) 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

① 特定地域型保育事業者の連携施設の確保について、市長が認めた場合における連携施設の確保義務の緩和。

(2) 名寄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

国が定める家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

- ① 家庭的保育事業者等の連携施設の確保について、市長が認めた場合における連携施設の確保義務の緩和。
 - ② 保護者の疾患や障がい等により養育を受けることが困難な乳幼児に対して居宅訪問型保育の実施が可能。
- (3) 名寄市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について
令和2年10月診療分から小学生の通院医療費を助成拡大するため、所要の改正を行う。
- (4) 名寄市介護保険条例の一部改正について
第2回定例会において、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した第1号保険者等に係る保険料減免の取扱い等の特例について整備するため、所要の改正を行う。

2. 主な補正予算について

事業名：感染症対策事業費

マスク等購入費並びに妊婦及び高齢者へのマスク配布郵便料を提案予定。

3. 新型コロナウイルス感染症に対する対応について

(1) 公共施設の対応について

- ・国及び北海道の対応や感染状況を踏まえて、5月16日から3つの密（密閉・密集・密接）の回避及び名寄市民のみの利用とし、屋外施設(キャンプ場などは除く)の臨時休館を解除。
- ・屋内施設は、国や北海道の対応状況や感染状況を踏まえての対応となるが、6月1日から開館する方向で検討していきたい。

【質疑】

Q：屋外施設の利用で、名寄市民のみとしているが市外利用者への明確な基準は。

A：施設毎に担当者もなく、看板等の周知と利用する方の良識に委ねる。

(2) 特別定額給付金の対応状況について：対象世帯数 14,346 世帯 27,101 人

① 郵送による申請状況は、18日現在で 3,531 世帯受付 26 日から順次振込（支給）

② オンライン申請は 18 日現在で 453 世帯受付 15 日から順次振込（支給）

なお、給付金は指定金融機関の最大限の協力を頂いているが、1日の振込処理件数や他の給付金との関係があり、6月中旬頃までかかる見込み。

(3) マスクの配布について

① 妊婦の方への配布：妊娠の週数に応じて5枚から15枚配布。102名へ12日発送

なお、今後は当面の間、母子健康手帳の交付に合わせて配布する。

② 高齢者への配布：5月31日現在65歳以上の方（約9,000人）へ一人10枚配布

18日マスク入荷⇒19日封筒詰め及び郵便局へ 21日頃から配達

(4) 市民への感染予防対策の周知について

国や北海道において規制緩和がされ、この地域で感染者が発生していないということで、気を緩めることなく感染予防の対策を継続していただくよう、市民への周知を行っていく。

4. その他

【質疑】

Q：公立保育所の待機児童の状況は。通所自粛による保育料の取扱いは。

A：4月1日現在で、1歳児5名、2歳児3名、3歳児1名、4歳児2名、5歳児1名の合計12名である。このうち7名は求職活動中で、残りの5名は仕事をしているが、入所できなかった。4月転入がコロナウイルスの影響でギリギリとなり、5月の調整で入所した児童と、コロナの影響で入所を控えている状況もある。通所自粛による保育料は、日割りの減額処置で対応している。3月は3割～4割程度の児童が予防のため、通所を控えている。

【市立総合病院】

1. 令和2年第2回定例会提出予定議案について

- (1) 病院事業に係る債権（診療費）の放棄について
債権の額等 38件 2,080,836円

2. 令和2年度 市立総合病院業務体制について

- (1) 常勤医は診療科により増減はあるが、66名で、年度末比較3名増。
(2) 研修医は一年次5名、二年次4名で、研修医数9名で、年度末比較4名の増。医師総数で75名体制である。
(3) 看護職員は、3月末退職26名（定年7名・再任用7名含む）、4月新採用31名（新採用25名、再任用6名）、看護師総数300名で、年度末比較11名増。
※新採用のうち名寄市立大学出身者は10名。
(4) 医療技術等職員は3月末退職3名、4月採用6名、医療スタッフ90名で年度末比4名増
※総職員数は768名で年度末比較は22名増となっている。

3. その他

- (1) 令和元年度決算見込み

令和元年度の決算を進めているが、新型コロナウイルスの影響で外来患者数の減並びに2階の西病棟はコロナ対応で確保（空き病床は国及び道の補償あり）しており、2,400万円程度の赤字が見込まれる。

- (2) 市職員の定数条例の変更を予定

市立病院の正職員は495名で、随時職員募集をかけていることから、年度の途中で条例の定数500名を上回る可能性がある。定数を550名に変更予定。

以上

報告者 市民福祉常任委員会 副委員長 東川 孝義

第 7 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和2年8月17日	会 場	第1委員会室	案 件	所管事項の調査
出席委員	高野美枝子、東川孝義、東千春、川村幸栄、倉澤宏、五十嵐千絵				
委員外議員					
欠席委員					

審査及び報告事項

◎所管部（市民部、健康福祉部、市立総合病院）の報告及び当面の課題説明を受け質疑を行う。

【市民部】

1. 令和元年度市税収納状況と道内都市における名寄市の収納率について

(1) 令和元年度市税収納状況について

- ①現年課税分 市税収入額合計：3,104,871,002 円（前年比 54,005,350 円増）
※市税収入額が 31 億円を超えたのは平成 22 年度以来。
- ②滞納繰越分 市税納入額合計：4,659,181 円（前年比 2,683,592 円減）

【質疑】

Q：市税増と滞納繰越分減の要因は。

A：市税増加分は、1 人当たり個人住民税増と大型の固定資産税増である。滞納繰越分は新型コロナウイルス関係で約束通りの納入が進んでいない事による。

(2) 道内都市における名寄市の収納率について

- ・名寄市の市税総合の収納率は 98.9%で、前年度と同率で全道 2 位となった。現年度課税分の収納率は 99.8%で、8 年連続で 1 位であった。
- ・滞納繰越分は、困難ケースの比重が高まっていることの影響により、前年度より 6.5 ポイント下回る収納率 13.9%で、全道 25 位であった。

2. 名寄市税条例の一部改正について

(1) 入湯税（目的税）の導入理由

- ・入湯税は、地方税法第 5 条及び第 701 条の規定により「入湯税を課すものとする」と規定されており、法定普通税と同様に鉱泉浴場所在の市町村は必ず課税すべきものとされている。
- ・名寄市において該当する鉱泉浴場所有の施設は、現在 1 か所（なよろ温泉サンピラー）のみ。
- ・課税の場合：標準税率（額）150 円

(2) 課税免除の取り扱い

- ・課税免除については、公益上その他の事由により課税を不相当とする場合は、課税しないことができるとされている。（地方税法第 6 条第 1 項）
- ・課税免除の考え方

○日帰り利用（入浴）については、設置当初の目的を踏まえ課税免除。

○宿泊による利用（入浴）について課税免除はしない（1 泊 150 円）

○その他課税免除は別途定める

※施行日 令和 3 年 4 月 1 日

3. 危険家屋等除却補助金について

(1) 事業の目的

市民生活に危険を及ぼす空き家を除却し、周辺環境に及ぼしている悪影響を解消することにより、近隣住民の生活環境の保全を図るため、名寄市危険家屋等除却補助金を交付する。

(2) 事業の概要

①補助対象空き家

市内の工事施工者が除却を行うもので、国土交通省の空き家対策総合支援事業を活用して行うもので、運用には要件が設定されている。

②補助対象者

4項目の要件が設定されている。

③補助額等

◇補助対象経費の2分の1とし、上限額は50万円とする

◇解体作業が困難又は各種許可が伴うものについては、補助対象経費の5分の4とし、上限額は80万円とする。

4. 子ども・女性SOSの車について

(1) 事業の目的

全国的に子どもや女性に対する「声かけ」や「つきまとい」などの前兆事案が多く発生しており、本市においても不審者の出没事案が発生している。

このことから、公用車に「子ども・女性SOSの車」と標記したマグネットを掲示するとともに、市内ハイヤー事業者の協力もいただく。

(2) 事業の概要

・公用車15台（青色回転灯装備車13台、庁内共通公用車2台）

・市内ハイヤー会社3社（上川北部ハイヤー協会相談中）

5. 共同飲料水供給施設等事業費補助金（智南水道組合）について

(1) 経過

智南水道組合で敷設している水道管の漏水修理をするため、智南水道組合から補助申請があった。

(2) 補助内容

名寄市共同飲料水施設等整備事業条例に基づく補助により、第3回定例会補正予算提案予定。

6. その他

共同墓は7月に入札が終わり、設置場所は緑丘霊園内で10月中に整備の見通しで、令和3年度より使用開始。1,500体分納骨が出来る。

【健康福祉部】

1. 新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 【感染症対策事業】妊婦への手洗い啓発事業について：第3回定例会補正予算提出予定

①目的：妊産婦検診受診票を受け取りに来所する妊婦に対し、手洗いチェッカーを使用して適切な手洗いができているかをチェックするとともに、手指洗剤を配布し、感染症対策の第一歩ともいわれる「手洗い」についての普及啓発を図る。

②対象者：令和2年4月1日～令和3年3月31日の間に母子手帳の交付を受けた妊婦

③支給品：手指洗剤1人1セット @1,300円×180人＝234千円

(2) 特別定額給付金の支給状況について：8月13日で申請受付終了

- ・申請世帯 14,292 世帯(99.6%)
- ・申請者数 27,043 人(99.8%)
- ・未申請 54 世帯(55 人)

【質疑】

Q：特別定額給付金支給で、単身世帯及び世帯主が亡くなった場合の対応は。

A：4月27日の基準日に基づき、委任状を含めて申請することで権利があるので対応している。

(3) 今後の感染予防対策について

当面、北海道スタイル（新しい生活様式）の実践を基本に、現在の感染予防対策を継続していく。今後インフルエンザなどが流行する時期に向けて、新たな対策が必要となるので、国や北海道の対策を注視し、関係機関との連携を行い、新型コロナウイルス感染症対策本部で対応策を検討。

2. 保育所整備事業について

事業名：公立保育所整備事業（基本設計委託）

- ・5月14日から3回のプロポーザル選定委員会を開催し、6月29日競争入札で業者決定。
- ・7月15日、基本設計委託契約：委託先 株式会社 ドーコン（札幌市）

建設候補地については、南広場と現地建て替えの建設条件の整理と問題点の確認を行い、立地適正化計画等と整合性を図りながら、建設予定地を決定していく。

【質疑】

Q：建設候補予定地決定用途は。基本設計は児童センター機能を含めての内容なのか。

A：候補予定地は公共施設再配置計画等を含めて10月末を用途に決定。基本設計は3歳未満の待機児童回避を含めて150人定員を予定している。

3. 第3回定例会提案予定の主な補正予算（案）について

【一般会計】

事業名：社会福祉一般行政経費、保育所運営事業費、生活保護適正実施推進事業費、母子健康支援・親子教室事業費、子育て世代包括支援センター事業

【特別会計】

事業名：第1号被保険者保険料還付金、介護給付負担金等返還金

【市立総合病院】

1. 令和2年度 市立総合病院第1四半期の収支について

第1四半期の純利益は前年比2億6,354万円減の3億7,849円の赤字であり、新型コロナウイルス感染症より、外来及び入院患者数が減った影響による。

2. 新型コロナウイルス感染症対策関連について

(1) 「新型コロナウイルス感染症患者対応手当」の創設

新型コロナウイルスが全国で蔓延する中、感染症患者（疑似症患者含む）に対応する医療従事者に対し、国の基準に基づいて、下記の手当を新たに創設した。

① 手当の名称、範囲及び支給額

名 称：新型コロナウイルス感染症患者対応手当

範 囲：新型コロナウイルス感染症患者（疑似症患者含む）に対応した職員

支給額：医師 5,000 円/日、看護師 4,000 円/日、その他 3,000 円/日

名 称：新型コロナウイルス感染症防疫対応手当（消毒対応者）

範 囲：新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫作業を行った職員

支給額：3,000 円/日

②施行の日

令和2年2月19日 市立総合病院において初めて（名寄保健所からの指示により）新型コロナウイルス疑似症患者を受け入れた日を基準日とした。

③支給人数（令和2年8月1日現在）

医師：5名 看護師27名 その他16名（臨床検査技師、放射線技師）

(2) 緊急包括支援交付金事業について（令和2年第3回定例会提出予定議案）

☆新型コロナウイルス感染防止の体制整備で、国が補正予算で創設した「緊急包括支援交付金事業」を計画している。

具体的な要綱が、道からまだ示されていないため先を見越した対応となっているが、年度内に事業を完了させるために準備を進めている。

【緊急包括支援交付金事業（医療分）】 北海道事業名

- ①対応従事者慰労金交付事業
- ②感染疑い患者受入医療機関設備整備事業
- ③感染症医療提供体制整備事業
- ④感染症病床確保促進事業

【予定事業名】

①自動精算機・会計表示システム

対話や長時間滞在の感染リスクを下げるために、診療費支払機を導入する。病院の医事システムと接続し、患者自身が表示モニターで計算完了を確認し、自動精算機で支払う。カード決済も行えるようにする。

②非対面型診療対応・入院患者面会システム導入

院内ネットワーク機器の更新、アクセスポイントの増設により院内 Wi-Fi 用可能エリアを拡張する。タブレット端末の導入により、コロナ禍での非対面型診療による病院職員の感染リスクの軽減、さらには入院患者のアメニティ充実（オンライン面会）を図る。

③発熱外来の屋外常設

冬期に向けて流行するインフルエンザ等の感染症と新型コロナウイルス感染症患者増を想定し、患者間・医療従事者との接触リスクを軽減させるため、感染症病棟・救命救急センター付近に簡易陰圧ハウス（屋外待合室・バス車両確保）等を発熱待合所として整備する。

以上

【市民福祉常任委員会テーマ推進に向けて】

テーマ「高齢化社会における健康寿命の延伸について」

サブテーマ「フレイルを予防して健康寿命の延伸を実現」

- ・上記テーマに基づき、7月27日に健康福祉部及び社会福祉協議会の担当者より、詳細な説明をいただき「勉強会」を行った内容の確認。
- ・コロナ禍におけるテーマの推進に向けて、具体的項目の日程変更等の確認を行う。

第 8 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和2年10月7日	会場	第1委員会室	案件	所管事項の調査
出席委員	高野美枝子、東川孝義、東千春、川村幸栄、倉澤宏、五十嵐千絵				
委員外議員					
欠席委員					

審査及び報告事項

◎所管部（市民部、健康福祉部）の報告及び当面の課題説明を受け質疑を行う。

【市民部】

1. 名寄市ごみ出し支援事業について

(1) 事業の目的

家庭ごみの排出が困難な高齢者、または、障がい者等世帯に対して、家庭ごみを排出するために必要な支援を行う。

(2) 事業の概要

①利用要件

◇居宅サービス計画等において、ごみ出し支援が計画されていること。

◇サービス提供事業所のホームヘルパーによる高齢福祉サービス、または、障がい福祉サービスを受けていること。

②事業全体のイメージ

居宅介護支援事業所・相談支援事業所 ⇒ 利用対象者よりごみの排出 ⇒ 居宅サービス等提供事業所が、指定されたごみステーションへごみの搬入を行い、一般収集委託事業者が回収を行う。

【質疑】

Q：違反ごみは返却とあるが、利用対象者は分別ができないのではないか。

A：一旦は返却するが、分別サービスはケアプランでサービスとして行う。初めての事業であり、個々のケースについては、運用の中で検討を行っていく。

Q：ごみステーションは市内4箇所であるが設置場所は。一般の方が利用出来ない対応策は。

A：名寄市内3箇所、風連地区1箇所である。ごみステーションは施錠行い管理をしている。

2. 第2次名寄市空家等対策計画について

(1) パブリック・コメント募集期間

令和2年10月1日（木）～10月30日（金）

(2) 概要

国は、適切に管理されていない空家等が、地域住民の生活に深刻な影響を及ぼし対応が必要となったことから、「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）」を公布しており、名寄市においても総合的な空家対策を図るため「名寄市空家等対策計画」を策定した。

この計画の計画期間が平成28年度から令和2年度の5年間であり、令和3年度以降の計画が引き続き必要となることから、「第2次名寄市空家等対策計画」を策定する。

第1章（抜粋）

計画期間

第2次名寄市空家等対策の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とする。

第2章（抜粋）

空家等の調査

これまでの市民からの情報提供のほか、平成29・30年に行った空家データコンテンツをもとにした調査結果を活用し空家等の状態や所有者の把握を行う。

第3章（抜粋）

空家等の除却（解体）

市民に危険を及ぼす切迫性が高い空家等については、さまざまな除却事例を調査するとともに、経済的理由で除却を躊躇している所有者も存在していることから、自発的解体を促進するために除却費用の一部を支援する。

3. 名寄市墓地条例の全部を改正する条例案（素案）について

(1) 改正の趣旨

名寄市合同墓の設置に伴い、使用資格、使用料金を定める必要があることから、墓地条例の改正が必要となる、また、現在は、名寄市墓地条例と名寄市霊園条例をそれぞれ制定しているが、内容が近い条例であり、一つの条例として、手続きなどもわかりやすくするため、名寄市墓地条例の全部改正を行おうとするもの。

(2) 名寄市合同墓について

① 設置場所

名寄市霊園内（名寄市字緑丘205番地）

② 規模

墓碑 高さ2.2m 間口3m 奥行3.5m ※予定（現在、建設中）収容数 1,500体

③ 使用できる方

ア 現在、名寄市営の墓地・霊園を使用していない場合

申請者が、名寄市に住所を有する方、または、住所を有していた方で、かつ、親族等の焼骨を埋蔵しようとする方。

イ 現在、名寄市営の墓地・霊園を使用している場合

当該霊園墓地に埋蔵されている焼骨を合同墓に改葬し、墓地霊園を返還する方。

④ 使用料

1体 15,000円を予定（市役所で利用申請をする際に納付）

以下、省略

上記条例案は令和2年第4回定例会に提案予定

【健康福祉部】

1. 公立南保育所の整備（建設）について

(1) この間の検討内容と経過について

① 南保育所建設予定地について

建設予定地について配置比較のための建設条件の整理と問題点の確認を行っており、立地適正化計画等と整合性を図りながら検討している。

立地適正化計画における都市機能誘導区域内に、南保育所（定員150名）及び子ども発達支援センターを複合化し建設するための市有地として以下の2か所を検討している。

- ・南保育所隣接地の駐車場及び花園公園を活用した整備
- ・子育て支援センターが設置されている南広場への整備

②町内会への説明について

1区、7区、8区町内会に9月下旬から10月上旬にかけて説明終了。

(2) 今後のスケジュールについて

- 10月中旬 各保育所保護者【西（10/8）、東（10/12）、南（10/13）】へ説明
 - 10月第3週 町内会からの意見とりまとめ及び名寄市幼児教育・保育振興会へ説明
 - 10月第4週 市民福祉常任委員会説明（説明方法は、正副委員長と別途協議）
 - 10月第5週 市民への説明会、名寄市子ども・子育て会議
- ※市民への説明方法の詳細については、今後検討

【質疑】

Q：タイトなスケジュールになっているが、関係団体との調整を含めると無理があるのでは。

A：あくまでもスケジュールであり、関係者等との調整に時間を要すれば、スケジュールを組み直す。

Q：南広場は市内唯一の空き地（広場）であり、立地適正化計画との関連での考え方は。

A：南広場は、今まで公共施設設置で候補に挙がっており、将来的な公共施設の配置を含めて検討している。

Q：既存施設活用案の場合、公園は現行通り使用可能なのか。

A：公園は現行通り使用可能であるが、送迎スペースの確保等により、公園の敷地面積をそのまま確保できると断言できない。

2. その他

(1) 乳幼児等医療費受給資格認定について

令和2年10月受診分以降の小学生の通院にかかる医療費全額助成について

- ・小学生の受給対象者 1,085名
- ・令和2年9月末 申請済み 977名

(2) 名寄市子育て応援給付金の支給状況について

令和2年9月末（4月28日以降出産） 出生数67名 うち申請済み65名

【市民福祉常任委員会テーマ推進に向けて】

◎当初計画予定の、町内会連合会役員との意見交換会実施要領について確認を行った。

- 1 開催予定日 令和2年11月4日（水） 午前10時～
- 2 場所 よろーな1階 大会議室
- 3 意見交換会概要
 - ① 市民福祉常任委員会取り組みテーマの概要説明
 - ② 各町内会ネットワーク事業の取り組みについて
 - ③ コロナ禍における、具体的対応と課題について
 - ④ フレイル予防に関する取り組みと要望事項について
 - ⑤ その他

以 上

第 9 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和2年10月28日	会場	第1委員会室	案件	所管事項の調査
出席委員	高野美枝子、東川孝義、東千春、川村幸栄、倉澤宏、五十嵐千絵				
委員外議員					
欠席委員					

審査及び報告事項

◎所管部（健康福祉部）の報告及び当面の課題説明を受け質疑を行う。

【健康福祉部】

1. 公立南保育所の整備（建替）について

(1) 現在の保育所の状況について（令和2年7月末）

南保育所 S50年建設 築45年 所児数：3歳未満児37名、3歳以上46名、計83名

東保育所 S53年建設 築42年 所児数：3歳未満児37名、3歳以上46名、計83名

西保育所 S55年建設 築40年 所児数：3歳未満児35名、3歳以上45名、計80名

※ 3保育所ともに築40年を経過し老朽化が著しいことから、保育所の再編や配置を見直しなが
建て替えを行う。今後、出生数が減少してきている状況を鑑みながら北側への保育所整備を検
討する。

(2) 南保育所整備の概要について

- ① 保育所の中で、一番老朽化が著しい南保育所の建て替え（規模：定員150名）を行う。
また、総合福祉センター2階にあるこども発達支援センターを併設する。
- ② 今後、他園への給食配送を計画しており、幼児給食センター機能を持たせる予定。
- ③ 建設にあたっては、3歳未満児の入所希望が多くなっていることから、3歳未満児の受け入れ体
制の充実を図る。

(3) 整備（建替）場所について

保育を実施しながらの建設となるため、建設に必要な面積が確保できる市街地南側の市有地と
して以下の2箇所を検討してきた。

- ① 南保育所隣接地の駐車場及び花園公園を一部活用した整備
- ② 子育て支援センターがある南広場に整備

(4) 整備（建替）場所選定に対する意見について

- ① 町内会の意見について：整備検討場所に隣接する1区、7区、8区町内会に説明
・南保育所隣接地に対する意見について

南保育所隣接地への建て替えに対する反対意見はなし。

建設する場合には、病院駐車場の確保、河川事務所東側空き地の活用、現駐車場からのほこ
りの解消、安全対策のための公園東側道路の歩道設置、子どもの泣き声などの騒音対策、交通
事故防止の安全対策等の意見。

- ・南広場に対する意見

公共施設を建てることには反対しないが、保育所だと広い空き地が残る。もっと有効に活用できる

公共施設の方が良いのではとの意見が多かった。また現在のまま、広場（避難場所）として残すとの意見も一部あった。

② 保護者及び関係団体からの意見について

- ・保育所の保護者（東・西・南）から、南保育所の整備場所に関する意見はなかった。
- ・名寄幼児教育・保育振興会

建設場所について、光名幼稚園は南広場を活用しており、できれば残してほしいとの要望。

どろんこのPTA役員から、南広場に建設した場合、雪まつりができなくなるのは困るとの意見や現在、避難場所に指定しているので、避難時のテントの設営などはどうなるのかの質問があった。

(5) 南保育所整備場所の選定結果について

南広場の活用については、これまで各種懇談会や会議等での意見と同様の内容が出された。それぞれの市民や団体などの思いがあり、南広場を活用する場合には、多くの市民意見を時間をかけて聞き取りながら活用方法を検討する必要がある。そのため、現時点で、南広場の活用は難しいと判断した。

南保育所の隣接地を活用しての整備については、市民からの反対意見はない状況にあることから、現南保育所隣接地（病院駐車場及び公園の一部活用）を南保育所整備場所と決定する。

今後は、病院の駐車場確保や送迎時の交通事故防止などの町内会から出された意見を考慮しながら、基本設計を進めていく。

(6) 今後のスケジュールについて

令和2年度

10月29日 子ども・子育て懇談会（午後6時30分から市民文化センター）
・対象者 保育所及び幼児教育・保育振興の会役員等
・内 容 子ども子育てに関する懇談会
（南保育所整備及び子育て支援制度等）

11月 まちづくり懇談会での説明（南保育所整備）

3月 基本設計完成予定

令和3年度 実施設計

令和4年度～5年度 本体工事（完成後、移転）

令和5年度 現南保育所解体及び外構工事

【質疑】

Q：既存の敷地も狭く新たな機能も増えると、交通量がさらに増加すると考えられるが対応は。

A：交通安全対策は重要であり、公園を含めた敷地内、敷地外に加えて冬場の通行を含め課題を整理しながら進める。

Q：新設の南保育所は150名規模であり、現在の2箇所分となるが、職員の対応を含めた考え方は

A：来年度中には、東・西保育所の定員部分、職員の配置を含めて検討する。

2. 新型コロナウイルス感染症の対策について

(1) 現在の状況について

道内の感染状況については、1日の感染症患者が増加傾向にあることから、北海道では警戒ステージを1から2に引き上げる検討をしている。検討内容については、警戒ステージ2の指標のうち、療養者数、PCR検査陽性率、新規報告数、前週からの増加状況など、4つの指標で基準を超え、病床数が指標の基準に達したことから、警戒ステージ2への移行に対する専門家等の意見を確認するなど検討を進めている。

この地域では、皆様の感染予防策の徹底により感染者の確認はされていないが、今後も、北海道の

感染状況や対応を注視しながら、新型コロナウイルス感染症対策本部や庁議等で対応を検討していく。

(2) 感染予防対策について

国内で新型コロナウイルス感染が確認されて以降、日常生活や仕事などに大きな影響がでている。北海道では、感染予防策として「北海道スタイルの実践」を徹底するように道民の皆様をお願いをしている。

本市でも、市民や事業者・団体などの皆様とともに、マスクの着用、手指消毒、室内の換気、3密の回避などの感染予防策に取り組んでいる。

また、地域経済へも大きな影響が及んでいることから、名寄市として経済の状況を調査・確認しながら対策・支援を行っている。

今後も、新型コロナウイルス感染症に屈することなく、市民の健康と経済を守るために、皆様とともに取り組んでいく。

(3) 感染者などへの偏見・差別などの防止について

感染地域では、一部の心ない人による感染者などへの不当な偏見、差別、誹謗中傷などが問題視されており、決して許される行為ではない。

敵は「新型コロナウイルス」であり、感染者には何の罪もありません。私たちも、いつ、どこで感染するかわからない状況にある。

万一、この地域で感染者が発生したとしても、偏見・差別・誹謗中傷などは絶対行わず、感染者が安心して治療・療養ができるように、正確な情報の下、冷静に思いやりのある行動をお願いします。

【質疑】

Q：市民の方が、熱が出た時の対応は。

A：インフルエンザを含めて対策を早急に検討する。当面は健康相談センターが窓口となる。

Q：感染予防策として、マスクの他にフェイスシールドもあるが、国や道の評価や対応は。

A：現在は、マスクの着用の指示のみである。

以上

第 10 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和2年11月4日	会場	よろーな会議室	案件	所管事項の調査
出席委員	高野美枝子、東川孝義、東千春、川村幸栄、倉澤宏、五十嵐千絵				
委員外議員					
欠席委員					

審査及び報告事項

今委員会は、名寄市町内会連合会、中村雅光会長他役員をお招きして、『高齢者福祉と各町内会の取り組みに関する意見交換会』を開催しました。

これは、かねてから当委員会が自主的に協議を重ねている、メインテーマとして「高齢化社会における健康寿命の延伸について」、サブテーマは「フレイルを予防して健康寿命の延伸を実現」の推進に向けて、名寄市内の実態を把握することをねらいに開催したものです。

意見交換会に入る前に、①テーマに取り組んだ背景、②現在までの取り組み状況、③令和元年度名寄市福祉サービス事業等の実績（抜粋）、④町内会ネットワーク事業の現状、⑤新型コロナウイルス感染症の影響による地域支え合い活動の展開について、概要説明を行いました。

意見交換会は、下記3点のテーマを中心に行いました。

- ① 町内会ネットワーク事業の取り組みについて
- ② フレイル予防に関する取り組みと要望事項について
- ③ コロナ禍における具体的対応と課題について

出席者からは、通常であれば地域の特性に合わせた活動を行っているが、今年は、新型コロナウイルス感染症の対応で殆どの事業を中止もしくは、内容を変更して実施しているとの事でした。

また、町内会役員の高齢化と役員の担い手不足に加えて、アパート、マンション等の未加入者が増加するなど町内会が抱えている共通課題をはじめ、コロナ禍における活動をどのように進めたら良いか、役員の皆様もストレスを感じているとの事でした。

一方、屋外での事業をはじめ、自宅にこもり切りになるお年寄りに参加をして頂くために、趣向を凝らした事業も行われており、町内会毎に心の通じ合った活動に期待を寄せるご意見も頂きました。

当委員会では、この意見交換会で頂いたご意見ご提言を踏まえて、テーマの取り組みについて先進地事例も参考にして、一定の方向付けを行い、行政に提言を行って行きます。

以上

報告者 市民福祉常任委員会 副委員長 東川 孝義

第 11 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和2年11月17日	会場	第1委員会室	案件	所管事項の調査
出席委員	高野美枝子、東川孝義、東千春、川村幸栄、倉澤宏、五十嵐千絵				
委員外議員					
欠席委員					

審査及び報告事項

◎所管部（市民部、市立総合病院、健康福祉部）の報告及び当面の課題説明を受け質疑を行った。

【市民部】

1. 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について

(1) 改正の趣旨

「令和2年度税制改正の大綱」（令和元年12月20日閣議決定）において、国民健康保険税の減額基準の変更を行うことが決定され、地方税法施行令が本年9月4日に改正されたことに伴い、名寄市国民健康保険税条例について所要の改正を行う。

(2) 改正の主な内容

① 制度の背景

令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しに伴い、一定の給与所得者等が2人以上いる世帯は、当該見直し後において国保税の軽減措置に該当しにくくなるため、国保税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないようにする必要が生じたもの。

② 国保税の減額対象となる所得の基準について

国保税の減額対象となる所得基準について、軽減判定の算定において、基礎控除相当分の基準額を43万円（現行33万円）に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等受給者の数の合計額から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるもの。

2. 市税等キャッシュレス決済・コンビニ収納導入事業について

(1) 事業の概要

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、「新しい生活様式」に対応するため、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用して、市税等の納付に対してスマートフォンアプリ「paypay」、「LINEPay」によるキャッシュレス決済・コンビニ収納を導入し、納税者の利便性向上を図るほか、納付場所が拡散されること、自宅に居ながら納付が可能となることで新型コロナウイルス感染防止につながる。

(2) 対象税目（10税項目）

市道民税普徴、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、保育所給食費、住宅使用料、市営住宅駐車場使用料

※1期あたりの納付額が30万円を超える場合は、スマホ決済・コンビニ納付がない。

(3) 費用負担

【令和2年度予算】第3回定例会提案済

①システム改修費 1,804千円

②導入費用 132 千円

【令和3年度予算】※以後、毎年度継続的に発生する経費

①基本利用料 132 千円/年

②事務取扱手数料 61 円/件

③パッケージ利用料 370 千円/年

(4) 納付可能なキャッシュレス決済・コンビニエンスストア

市内 18 店舗

(5) 利用開始時期

令和3年4月1日

(6) 効果

《納税者》

○いつでもどこでも納付ができる。

名寄市内には、コンビニエンスストアが 18 店舗存在。全国では約 67,000 店舗で納付が可能となるため、転出先や出張先でも納付可能。「paypay」や「LINEPay」による納付であれば、自宅でも可能。

《名寄市》

○納期限内納付率の向上が見込まれる。

○督促状発送などの滞納整理業務に係るコスト削減が見込まれる。

○滞納繰越分も徴収することが可能。

○収納代行業者と契約することにより、他のスマホ決済が利用可能となった場合、追加費用が発生せず、契約内容の追加で対応可能。

【質疑】

Q：現在の納入利用状況は。

A：全体の納入件数は約 10 万件で、口座振替が約 3.5 万件、納付書・クレジットが約 6.5 万件である。

Q：納税手数料の扱いは。

A：行政が負担する。納税者に負担はかけない。

3. 令和2年12月議会補正予算提出案件について

(1) 交通安全教育指導員制服の購入について

(2) 令和2年度名寄地区衛生施設事務組合負担金について

(3) 小型家電等資源化施設設計業務委託料について

(4) 広域プラスチック処理施設プラスチック減容機の修繕について

(5) 名寄市風連町御料地区飲料水供給施設の落雷復旧修繕について

4. その他

【合同墓の規模について】

① 施設規模：敷地面積 28 m²、墓碑：高さ 2.2m 横 3m 奥行 2m、収骨 1,500 体

② 使用見込：50 年（年 30 体×50 年）

③ その他：直接的な工事では、4 区画使用。両隣の 4 区画も貸出不可とする

【市立総合病院】

1. 令和2年度 市立総合病院上半期の収支について

令和2年度上半期の医業収益はコロナ禍の影響もあり、昨年対比△31,300 万円、医業費用は昨年比△3,400 万であり、医業利益は昨年比△27,900 万であった。

当期純利益は、△18,300 万となったが、この中には特別利益 17,500 万（慰労金 10 月支払）が含まれており、実質赤字幅は大きくなる。

【質疑】

Q：研究研修費が昨年対比マイナスの要因は。

A：医師・研修医の研修がコロナの影響により中止。さらに web 会議により旅費が減少している。

2. 新型コロナウイルス感染症対策関連について

(1) 発熱者等診療・検査及び電話相談体制について

インフルエンザ流行期の発熱外来患者対応として、第一駐車場敷地内に「屋外プレハブ」2 棟（待合室用と診察・検査用）を設置して、11 月 16 日から予約制で診察を開始した。

診療時間は平日の午前 9 時～11 時 30 分までで、電話での問診と受診予約を行い、疑いがある場合は「唾液検査」を受ける。

感染拡大防止対策として、夜間・休日の正面・中央玄関の施錠を行う。今後、来院患者全ての体温測定を行うため、平日の病院出入り口を制限する場合がある。

【質疑】

Q：近隣市町村でコロナ陽性者が発生しているが、今後多く発生した場合の対応は可能なのか。

A：重症患者については圏域をまたいで患者対応を図る体制となっている。

Q：市立総合病院では唾液検査は可能なのか。

A：今年の 6 月より体制を整えており可能である。結果の判定は約 2 時間程度である。

(2) 名寄市立総合病院 自動精算機導入概要について

○自動精算機を来年 3 月から運用開始予定。

○入院、外来費用の一括支払いができる自動精算機 3 台、と分割支払いと人間ドックなどの診療費以外の支払いに対応した窓口自動精算機 3 台を導入する。

○会計表示モニターをエントラスホール及び憩いの広場の 2 か所に設置し、チャイムや音声での呼び出しが可能。スマートフォンやアプリダウンロードにより、院外でも会計順が確認できる。

○後払いシステムも導入し、受診受付時に専用機器にクレジットカードを登録すると、後日引き落としとなるため、診察後に会計窓口で待たずに帰宅できる。

【健康福祉部】

1. 条例の一部改正について

(1) 「所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の制定について

(2) 「名寄市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」の一部改正について

上記 2 点は、いずれも国の省令改正にともない、条例改正を行う。

2. 「第 8 期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画」及び「第 6 期障がい福祉実施計画」策定進捗状況について

(1) 第 8 期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画策定に向けて、名寄市保健医療福祉推進協議会において 3 回の合同部会を開催し審議を行った。また、市民向けアンケート（国様式 2 件、名寄市独自 1 件）を実施し分析を行っている。

(2) 第 6 期障がい福祉実施計画策定に向けて、2 回の部会で審議を行い、アンケートを実施した。また、市内の障がい福祉事業所の聞き取り調査も実施した。

(3) 第 8 期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画」及び「第 6 期障がい福祉実施計策定

にあたり、市民の意見を反映するため、2回の福祉懇談会を実施した。

(4) 今後は、アンケート結果の分析を含めて素案の作成を行い、令和3年3月を目途にまとめる予定である。

【質疑】

Q：アンケートの回答率が高いが受け止め方と、次期計画へどのように反映していくのか。

A：回答率は前回とほぼ同様であり、今後分析を行いアンケートに基づいた内容を反映していきたい。

3. 第4回定例会提案予定の主な補正予算（案）について

一般会計（社会福祉一般行政経費、介護保険特別会計繰出金）及び特別会計（介護保険運営事務費、居宅介護サービス給付費、施設サービス介護給付費、居宅介護住宅改修費、高額介護サービス等費）の説明を受けた。

4. 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症については、全国的に感染者が急増し、北海道においても全地域に感染拡大しており、飲食店、病院、施設、学校などにおいてクラスターが発生している。

このような状況において、北海道では警戒ステージ3を継続しながら、より一層の感染予防対策に取り組んでおり、札幌市は、警戒ステージ4相当とした対策を講じる検討をしている。

名寄市も、北海道の対策本部会議の対策を受けて、本市の対策本部会議を開催し、感染予防対策に取り組んでいく。

11月16日時点での道内における検査及び医療体制状況の説明を受けた。

【質疑】

Q：近隣市町村でコロナ陽性患者が発生し、個人情報保護の関係もあると思うが、名寄市は情報発信についてどのような対応を行なうのか。

A：本人のプライバシーを含めて公表はあくまでも北海道が行う。ただし、土別市では公立保育所でもあり公表を行ったと考えられる。当市にはあくまでも本人の了解を得た情報しか道から来ないので、感染予防対策につながる施策を検討したい。

以上

第 12 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和2年12月3日	会場	第1委員会室	案件	所管事項の報告及び付託議案の審査
出席委員	高野美枝子、東川孝義、東千春、川村幸栄、倉澤宏、五十嵐千絵				
委員外議員					
欠席委員					

審査及び報告事項

【健康福祉部】

新型コロナウイルスの感染についての報告を受けた。

(1) 名寄市立総合病院内での感染者の確認について

感染者は、名寄市立総合病院内で従事する業務委託請負業者職員で、患者及び病院職員などとの接触は極めて少なく、患者及び病院関係職員などへの感染拡大の確認は、現在のところない。

このことから、病院の外来診療及び入院については通常どおりの対応をしている。

(2) 感染者や医療関係従事者を守るための対策について

これまで、全国的に感染者や医療関係従事者などへ、一部の心ない人による偏見・差別・誹謗中傷などが、問題視されている。

今回の公表を機に、名寄市として「コロナ差別がゼロのまち宣言」を行い、感染者や医療関係従事者などを偏見・差別・誹謗中傷から守り、感染者は安心した治療・療養ができ、医療関係従事者は治療や看護に専念できるように取り組む。

《コロナ差別がゼロのまち宣言『3つの宣言と3つのお願い』》 ※ 3つのお願いは省略

宣言1 感染者や医療従事者の人権を守ります。

～感染者や医療従事者は、守られるべき存在です～

宣言2 風評被害を防ぎます。

～正しい知識や情報に基づいた、冷静な行動を～

宣言3 思いやりの気持ちを持って、安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

～人を思いやる気持ちを忘れずに～

(3) 今回の公表について

新型コロナウイルス感染に関する公表については、北海道が行うこととなっているが、この度、名寄市が設置している名寄市立総合病院で感染者が確認されたことから公表した。

今後も名寄市が設置している施設内で感染者が確認された場合は、北海道と公表や対策の協議を行いながら対応する。

【市民部】

1. 令和2年第4回定例会 付託議案の審査について

令和2年第4回定例会で付託された議案第1号「名寄市墓地条例の制定について」の審査に向け

て、理事者側より説明を受け質疑を行った。

《条例制定の考え方》

今回の墓地条例の制定は、今までの名寄市墓地条例、名寄市霊園条例を統合して、新たに名寄市墓地条例を制定するとの考え方の説明を受けた。

「定義」

合同墓の墳墓に複数の焼骨を一緒に埋蔵するために市が設置した施設をいう。

「使用者の資格」

合同墓を使用することができる者は、

- ア) 本市に住所を有する者又は住所を有していた者であって、その者の親族の焼骨を埋蔵しようとするもの。
- イ) 本市に住所又は本籍を有していた者の焼骨を埋蔵しようとする者。

墓所を使用している者であって、当該墓所に埋蔵されている焼骨を合同墓に改葬の上、当該墓所を返還するもの。

「使用料」

墓所又は合同墓を使用しようとする者は、別表 2 に定める（合同墓使用料は 1 体当たり、15,000 円）使用料を納付しなければならない。

※当日資料として、事前に開催された「まちづくり懇談会資料」が配布された。

【質疑】

- Q：使用者の資格で、親族の焼骨の埋葬及び他市に身内が住んでいる場合の埋葬は可能なのか。
- A：申請者が本市に住所を有する者であれば埋葬はできる。
- Q：生前予約はできないとなっているが、一人暮らしの場合の対応は。
- A：デリケートな問題であるが、環境生活課に相談をいただき他の部署と連携した対応を行う。
- Q：条例案が議会に提案されていない段階で、まちづくり懇談会への詳細な説明した考え方は。パブコメでの意見は無かったと聞いているが、付託議案の審査はどのように進めるのか。
- A：受付開始は令和 3 年 4 月からであり、説明はあくまでも（案）であったが、誤解を招く様な状況であったとも考えている。
- Q：条例可決後でも周知期間はあったのでは。使用料の変更等があった場合の対応は。
- A：パブリックコメントで意見が全くなかったので、まちづくり懇談会で市民の意見を伺いたかった。使用料の修正があればしっかり市民説明を行っていく。
- Q：使用料の 1 体 15,000 円の根拠は。
- A：建設費、区画使用料、管理運営料、修繕費、維持管理を積算して、使用期間の埋蔵数量で割り返した金額が、1 体当たり約 15,000 円となった。
- Q：使用料の根拠は理解したが、他市の使用料も資料として提出いただきたい。
- A：資料として次回提出する。
- Q：1 体 15,000 円は理解するが、墓じまいなどで、例えば 10 名分が埋蔵されていた場合の金額は。
- A：1 体はあくまでも一人分であり、10 名であれば 150,000 円となる。
- Q：骨壺から埋蔵する場合は理解するが、墓に埋蔵された焼骨を合同墓に埋蔵するには高いのでは。
- A：市の台帳とも照らし合わせて、1 体 15,000 円で運用したい。
- Q：条文の中で「者」と「もの」が使い分けされているが、違いはなにか。
- A：法制担当に確認の上、次回あらためて説明を行う。

Q：現行の墓地条例、霊園条例廃止後の新たな変更点は。

A：墓地条例では使用許可の取消しと使用権の消滅の二通りであったが、今回の条例では、消滅は記載せず取り消しできるものところまでまとめている。

Q：霊園条例の使用許可の取消し条文で、使用権者が死亡した日から起算し2年を経過しても祭祀を承継する者がいないとの規定を外した理由は。

A：他市の状況も確認を行い、旧墓地条例と旧霊園条例を見比べた中で整理をした。

Q：緩和するような取り扱いで良いのか。名寄市の実態として必要ないということで理解して良いのか。また管理料を納める期限が設定されていないが規則で定めるのか。

A：定めない。

※規則については、参考資料として次回委員会へ提出いただく事を確認した。

上記質疑を行い、次回（12月7日）委員会での資料要求（参考資料も含め）を確認して閉会した。

《資料要求》

1. 道内各市合同墓の使用料一覧

《参考資料》

1. 施行規則（案）

以上

第 13 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和2年12月7日	会場	第1委員会室	案件	付託議案の審査
出席委員	高野美枝子、東川孝義、東千春、川村幸栄、倉澤宏、五十嵐千絵				
委員外議員					
欠席委員					

審査及び報告事項

【市民部】

1. 令和2年第4回定例会 付託議案の審査について

令和2年第4回定例会で付託された議案第1号「名寄市墓地条例の制定について」の審査を行った。

《委員長挨拶》

議案の審査に入る前に、前回の委員会において倉澤委員から発言のあった、①条例提案前にまちづくり懇談会において「名寄市合同墓の運用について」（案）の資料説明を行い、質疑応答を行っていることは、市民がすでに内容が決まっているかのように受け止められる。②市広報12月号の「声(Voice)」の記事として「令和2年第4回定例会に提案する内容となります」との注釈はあるものの、名寄市合同墓の運用について具体的な内容が記載されており、議会で可決後に記事を掲載するべきである。

上記2点について、正副委員長より、今回の行政側の対応については、今後の議会運営として整理すべき事項との判断から、正副議長に申し入れを行った。（12月3日）

《理事者への申し入れ内容を佐藤副議長より説明を受ける》 ※東議長は委員のため

今回の行政側の対応について、正副議長としても問題があると判断し、12月4日に、橋本副市長に申し入れを行った。

- ① 「名寄市墓地条例の制定」については、パブリックコメントを行っているが市民からの意見がなかったということで、まちづくり懇談会において市民から意見をいただくということについては理解できるが、質疑応答として条例の内容が決定していないので、現時点での考え方を答弁してください。
- ② 市広報12月号の「声(Voice)」の記事として「令和2年第4回定例会に提案する内容となります」との注釈はあるものの「名寄市合同墓の運用について」として具体的な内容を掲載しているが、議会で可決した後に記事を掲載して市民周知を行うべきである。議会としても、市民周知の期間を確保するために、会期内で審査を終了することになっている事を考えると遺憾である。
- ③ 今回の行政側の対応については、議会軽視と思われるかねないものであり、今後においては条例提案前の市民説明の方法には十分な配慮を行い、市広報等を通じての市民周知は、条例可決後に行うよう慎重に対応すべきである。

《宮本市民部長挨拶》

今回、まちづくり懇談会及び12月広報において、墓地条例の全部改正及び合同墓の運用について市民周知を行った。本年第4回定例会で議案審議を予定していると併せて周知を行ったが、議会での

結審前を踏まえ、周知の方法、文言表記など慎重に取り扱うべきだったと受け止めている。今回、副市長からの指示があり、指摘いただいた内容については、今後しっかりと対応したいと考える。

上記内容確認後、前回の委員会に引き続き「名寄市墓地条例の制定について」の審査を行った。

審査の前に、資料要求のあった、道内の合同墓使用料の状況、参考資料として「名寄市墓地条例施行規則」(案)の資料確認と、前回質疑のあった、条例第 5 条第 2 項の文中の表記で「もの」と「者」の使い分け、及び第 11 条の使用許可取り消しの根拠について報告を頂いた。

【第 5 条第 2 項、漢字の「者」とひらがなの「もの」の使い分けについて】

漢字の「者」については、法律上の人格を現す場合に用いられ、人や法人の表現に使っている。

ひらがなの「もの」については、先行する用語を受けて、一定の人格や事柄をさらに限定する場合に使用する。

【第 11 条、使用許可の取り消しの根拠について】

現行の墓地条例及び霊園条例から変更した考え方は、現状では承継が数年後に行われるケースがあり実態に合わなく削除している。現行の霊園条例にあった法人の解散による使用許可の取消しは、宗教学法人等で使用権の取消しを行う場合、墳墓に埋蔵された様々な遺骨の行き場所がなくなることから、解散後の適正な管理が必要なことから削除した。

【質疑】

Q：第 16 条の過料について、現行の霊園条例のみの適用であったが、墓地にまで広げた理由は。

A：現行の霊園条例のみに罰則規定があったが、墓地敷地内にも樹木等があり新条例で既定した。

Q：過料の条文は使用者以外も適用されるか。またこのことはパブリックコメントには提示されていない。

A：使用者以外でも適用される。パブリックコメントには掲載していない。

Q：行政処分の適用を広げる場合、意見を求める機会があったのか。

A：第 16 条の過料は、墓地内の土地、施設若しくは樹木等を損傷し、又は許可なく使用した者としており、市民が通常の墓地・霊園を使用する上では、不都合に当たるものではなく、生活に重大な影響を与えるものではないと判断し、パブリックコメントには掲載しなかった。

Q：第 11 条使用許可の取消しで、条例若しくはこれに基づく規則に違反した時の具体的な内容は。

A：管理料の不払いなども対象となるほか、条例や規則に違反した方の取消しを検討する。

Q：現行の墓地条例、霊園条例では使用の取消しは細かく明確に表現されており、新条例は統一されているがわかりづらい。

A：現行の取消し条文では細部にわたり実態に合わない部分があり、今回提案している、第 11 条の使用許可の取消しで内容を改めて規定している。

Q：道内各市の合同墓の使用料一覧を見ると、金額に差があるがどのように分析しているか。

A：共用開始時期の早い自治体は安く、民間の合同墓が設置されている市は、民業を圧迫しない様に設定されていると考えている。名寄市は各費用を含めた受益者負担の考えで料金設定をしている。

Q：道内では特例が設けられている箇所もあるが、名寄市の場合 2 体目以降も 15,000 円なのか。

A：根室市は申請者が市民の場合に上限設定をしている。土別市はしべつ霊園が東山墓地を墓じまいする場合は、埋蔵者 1 体あたりの使用料は半額となっており、北広島市は火葬料金（15 歳未満 25%減額）と同じ内容で減額している。名寄市は 2 体目以降も 15,000 円と統一した基準で設定している。

Q：墓じまいで、当該墓所に多く埋蔵されている場合、改葬するには多くの費用負担となるが考え方は。

A : 墓じまいで改葬の際、人数が多いと一度の負担も多くなるが、寺院でも 1 体毎で管理されており、1 体毎で埋蔵される方との公平性を考えると、同一金額とする。

Q : 公平性については理解するが、墓じまいをする利用者に有利な方法はないのか。

A : 合同墓は永代供養の考え方である。寺院での永代供養は 5 万円～30 万円と聞いており、寺院等から見ると負担の大きさを緩和している。

Q : 例えば、10 体を負担上限にするなどの特例措置は設けないのか。また、墓誌に 20 名記載されていて 5 名だけ合同墓に入れることは可能か。

A : 上限設定については考えていない。墓じまいの 5 体分については、相談いただいた中で対応したい。以上で質疑を終了し、結審に向けて委員間協議を行った。

《委員間協議》

1. 墓じまいをされる場合に、先祖代々の遺骨が多い場合の対応について相談を受けるとの答弁があったが、市民への伝え方が重要である。市民の方にわかり易く伝えていただくために、委員長報告に入れること。
2. 可決をした時には、広く市民の方に知らせていただく際に、墓じまい人数の対応方法など、「市長が特別の理由があると認めるとき」で運用できる例の解説等を盛り込んでいただく。

委員間協議の後、採決を行った。

採決の結果、令和 2 年第 4 回定例会議案第 1 号「名寄市墓地条例の制定について」は、原案のとおり可決すべきものと、全会一致で決定した。

なお、この結果については、第 4 回定例会最終日に委員長報告を行うが、内容については、正副委員長に一任することで確認を行った。

また、12 月 10 日に予定をしていた委員会は、本日の結審により開催しない事を確認した。

以上

第 14 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和2年12月14日	会 場	第1委員会室	案 件	所管事項の審査
出席委員	高野美枝子、東川孝義、東千春、川村幸栄、倉澤宏、五十嵐千絵				
委員外議員					
欠席委員					

審査及び報告事項

◎所管部、健康福祉部の報告及び当面の課題に対する説明を受け質疑を行った。

【健康福祉部】

1. 第8期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画及び第6期障がい福祉実施計画の概要について

第8期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画策定については、名寄市保健医療福祉推進協議会に諮問を行い、同協議会の保健医療・高齢者合同部会において審議を行った。

今回の改正に当たっては、住民の状況や意見を把握し高齢者福祉施策、介護保険事業の円滑な推進に向けて、3種類のアンケート調査の他、様々な立場の人が集まって意見を出し合い、ワークショップ形式での意見を求め進めてきた。

第8期計画は、現在の第7期計画を基本としながら、国の定める指針に沿って作業を進めてきた。

【主な改正ポイント（追加4項目）】

- ① 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る情報連携の強化
- ② 認知症施策の推進
- ③ 業務効率化の取組の強化
- ④ 災害や感染症対策に係る体制整備

上記の内容について、詳細な説明を受けた。

第6期障がい福祉計画についても、名寄市保健医療福祉推進協議会の障がい者部会において、令和2年5月から11月において3回の部会を開催した。

策定にあたり、障がい児に関するアンケート並びに関連事業所の福祉懇談会への聞き取り調査を実施した。

計画の趣旨、法的根拠、計画の期間、計画の位置づけ等の詳細な説明を受けた。

【今後のスケジュール】

令和2年12月下旬 名寄市保健医療福祉協議会、市長への計画書（素案）の答申
 令和3年1月～2月 パブリックコメント

【質疑】

Q：コロナ禍の中で策定に向けて苦労されたと思うが、計画が変更になったのでは。

A：国の指針に基づき、コロナ禍の対応も視野に入れ、新しい生活様式も勘案しながら策定したが、基

本的には第7期の考え方にに基づき策定している。

Q：前期より策定委員が減っているのでは。

A：委員数はコロナ禍を勘案して減らしたが、各方面からの声を直接聞いて計画に反映した。

Q：名寄市に養護老人ホームがないことに対する考えは。

A：必要な時は今までと同様に旭川、札幌、士別をお願いし対応する。第7期では生活支援ハウスということで計画に入れたが、第8期で改めて整備を考えている。

2. 公立南保育所等の基本設計の進捗状況について

【コンセプト】

《建物ボリューム》

洪水時に1階部分が浸水する恐れがあり、かつ既存南保育所を利用しながらの工事となるため、垂直避難ができ、建築面積も抑制可を考慮して2階建てとする。

《公園占有》

ゆとりのある敷地の中で、のびのびと保育可能な施設とするため、都市公園法の公園の占有を適用し、花園公園の敷地の30%を保育所敷地として占有する計画とする。

《複合する各施設の特徴》

花園公園側に保育所を配置し、子供たちのアクティビティに広がりのある保育園を目指す。

こども発達支援センターは、日当たりの良い南側に配置しながら、保育所とは距離をとり、安心して療養指導のできる場とする。

管理室は、複合化した両施設を管理運営しやすい中心に配置する。

【こどもの安全性】

職員室から施設の出入りの管理や駐車場、保育所側とこども発達支援センター側どちらにも視認性を確保し、見守りやすい施設とする。

所庭の西側が駐車場に接しているため、柵や塀などの設置の配慮を十分行った施設とする。

【敷地内通路・駐車場】

敷地内に通り抜けできる通路と車寄せを設け、送り迎えの混雑に対応。建物から庇を伸ばすことで、雪や雨に当たらずにアクセス可能な計画とする。

3. 新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 北海道の感染状況及び対策について

北海道では、12月2日をピークに新規感染者は減少傾向にあるものの、依然としてクラスターの発生や入院患者の増加により、12月10日に対策本部会議を開催し、「集中対策期間」を令和3年1月15日まで延長する事を決定した。

(2) 名寄市の対応（主な追加事項）について

北海道の対策継続（令和3年1月15日まで）を踏まえ取り組む

以上